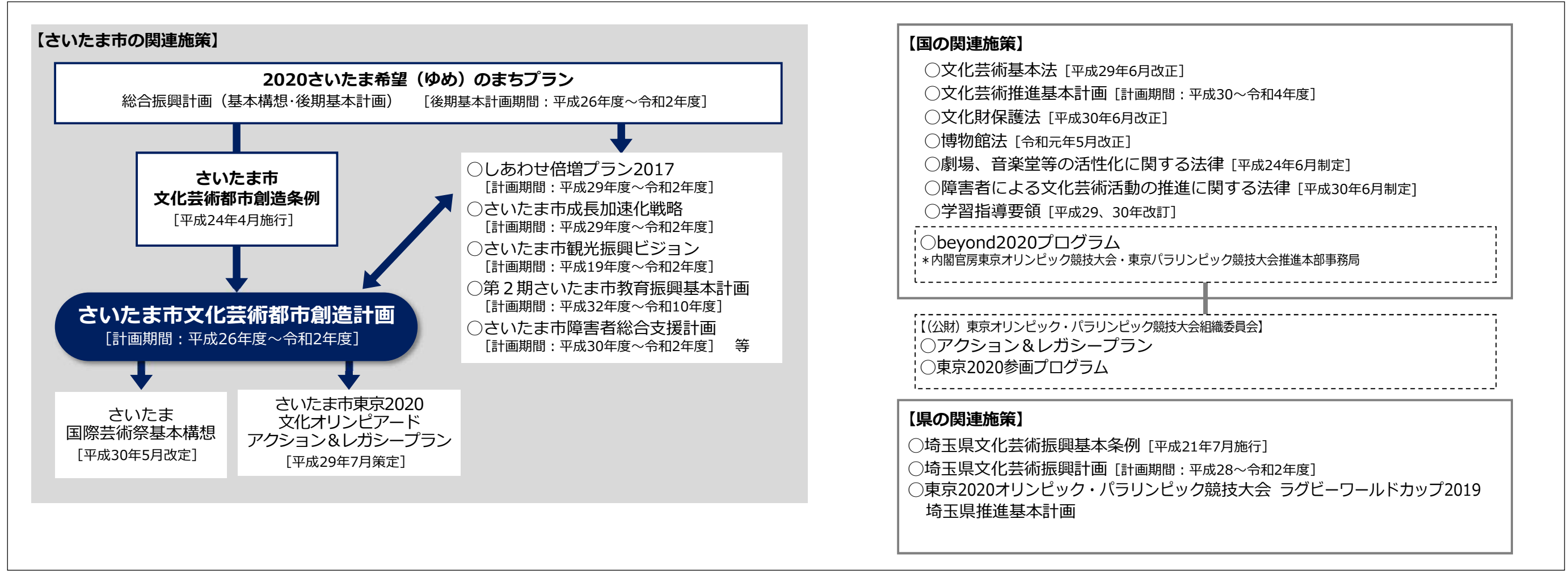


■本市を取り巻く文化芸術の現況と課題

1. 上位計画・関連計画等の概要

文化芸術を取り巻く現在の状況

(1) 体系図



(2) 国の関連施策等の現状

①文化芸術基本法

文化芸術振興基本法の基本理念の見直しが行われ、平成29年6月、文化芸術基本法に改正された。

- 改正のポイント
- ・観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野を含めた施策の展開
 - ・行政機関・文化芸術団体・民間事業者・学校・地域等の連携強化による推進
 - ・文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承や発展、創造に活用
 - ・地方公共団体は地方文化芸術推進基本計画の策定に努め、地域の特性に応じた文化芸術施策の積極的な推進を図る。

②文化芸術推進基本計画

文化芸術基本法に基づき、平成30年度から令和4年度の5年間の文化芸術施策の基本的な方向性が示されている。

- 基本的な方向性
- ・文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
 - ・文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
 - ・国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
 - ・多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
 - ・多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
 - ・地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

③文化財保護法

地域における文化財の計画的な保護・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力強化を図るため、平成30年6月に文化財保護法の一部が改正された。

■改正のポイント

- ・文化財保存活用地域計画を作成し、国の認定を受けることで、未指定文化財について国の登録文化財とすべき物件として提案することができる。
- ・国の認定を受けた保存活用計画に記載の行為については、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、これまで地方公共団体の文化財保護の事務は教育委員会の所管とされてきたが、条例により、地方公共団体の長が担当できることとなった。それに伴い文化財保護法では、地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、地方文化財保護審議会を必置とすることを定めている。

④博物館法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図ることを目的に、令和元年6月に博物館法の一部が改正された。

■改正のポイント

- ・教育委員会が所管することとなっていた博物館、図書館、公民館などの公立社会教育施設について、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断により首長部局へ移管することを可能とする。

⑤障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的・計画的に推進し、障害者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図ることを目的に、平成30年6月に制定された。

■制定のポイント

- 国及び地方公共団体は障害者の文化芸術の鑑賞機会や創造機会の拡大のために必要な施策を講じなければならない。
- 地方公共団体は、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

(3) 本市の関連施策等の現状

①さいたま市総合振興計画後期基本計画後期実施計画

さいたま市総合振興計画後期基本計画に定められた施策を展開するため、令和2年度までに取り組む主な実施計画事業として、以下の事業が位置づけられている。

- 文化の分野の主な実施計画事業
- 市民参加型の特色のある国際芸術祭の開催
- 基金を活用した市民文化活動の支援の強化
- 文化芸術の創造拠点の設置
- アート・イン・スクール
- 岩槻人形博物館の整備等による人形文化の振興
- 未来に向けた盆栽文化の継続・発展

③さいたま市成長加速化戦略

「市民・企業から選ばれる都市」の実現に向け、令和2年度までに取り組む重点施策として、以下の事業が位置づけられている。

- 文化芸術が関わる重点施策
- 未来に向けた盆栽文化の継続・発展（再掲）
- 岩槻人形博物館の整備等による人形文化の振興（再掲）
- 岩槻歴史街道事業の推進
- 文化芸術を活用した福祉施策の拡充
- アート・イン・スクール（再掲）
- 芸術文化を活用した商業振興事業
- 市民参加型の特色のある国際芸術祭の開催（再掲）

②しあわせ倍増プラン2017

「高品質経営市役所への転換を図り、市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市を実現」するため、令和2年度までに取り組むしあわせ倍増事業として、以下の事業が位置づけられている。

- 文化芸術が関わるしあわせ倍増事業
- 岩槻人形博物館の整備等による人形文化の振興（再掲）
- 文化芸術の創造拠点の設置（再掲）
- 基金を活用した市民文化活動の支援の強化（再掲）
- 市民参加型の特色のある国際芸術祭の開催（再掲）
- 未来に向けた盆栽文化の継続・発展（再掲）

④さいたま市東京2020文化オリンピックアードアクション&レガシープラン

東京2020文化オリンピックアードを契機に、本市で育まれた文化芸術の魅力を世界に向けて発信するとともに、様々な取組を通じた文化芸術の振興をめざして、大会後も引き継がれるレガシーの方向性を明らかにしている。

- 4つのレガシーコンセプト
- ①地域に根ざした文化の継承及び発展
- ②文化芸術都市創造を担う人材の育成
- ③国際芸術祭の開催を通じた国際交流及びさいたま文化の創造
- ④文化芸術を活かしたまちの活性化

2. 本市を取り巻く文化芸術の現況を踏まえた課題

国の関連施策等及び本市の関連施策等の現状を踏まえ、これからの本市の文化芸術に対する課題として、以下の5点が挙げられる。

課題1 文化芸術都市としての都市イメージの構築

- ・現計画の成果指標である「さいたま市を『文化的なまち・芸術のまち』とイメージする市民の割合」は、平成25年度（計画策定時）15.0%→令和2年度25.0%を目標としていた。しかしながら、平成30年度は14.1%と計画策定時を割り込んでおり、令和2年度の目標達成は難しい状況にある。

[参考] 平成26年度 13.4%
平成27年度 15.9%
平成28年度 14.2%
平成29年度 16.0%

課題2 文化芸術の力を活かした都市づくり

- ・文化芸術基本法（平成29年6月施行）や障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月施行）、文化財保護法（平成30年6月改正）、博物館法（令和元年6月一部改正）等を踏まえつつ、文化芸術の固有の意義や価値を尊重しながら、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図ることが求められている。

課題3 東京2020大会までに構築されたレガシーの活用

- ・「さいたまトリエンナーレ2016」や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムとして開催される「さいたま国際芸術祭2020」等、様々な取組を通して生み出されるレガシーについて、文化芸術都市としての発展に向けた活用策の検討が求められている。

課題4 文化芸術の創造拠点となる施設の拡充

- ・平成26年度から平成30年度にかけて、本市で行われた文化芸術関連施策の実施状況をまとめた「さいたま市文化芸術都市創造計画 施策集」によると、<施策7 文化芸術活動の場となる施設の充実>に関する施策が最も少ない。特に「7-2-1 文化芸術都市創造に向けた拠点機能の構築と施設連携」に関する事業は、平成26年度の14事業に対して平成30年度は10事業と大幅に減少しており、文化芸術の創造拠点となる施設の拡充や関連施策の充実が求められている。

課題5 文化芸術都市の創造に向けた推進体制の構築

- ・さいたま市文化芸術都市創造計画に掲げる施策をより効率的かつ効果的に行うため、「政策形成」と「事業の推進」について役割分担を明確にし、推進体制を強化する必要がある。
- ・（公財）さいたま市文化振興事業団を文化芸術都市創造計画に基づく取組や事業の主要な推進主体として位置付けており、これまでに事業団に蓄積されてきた文化芸術に関する人材や情報等を最大限に活用しつつ、本市の文化芸術に関する総合窓口としての機能を強化する必要がある。
- ・様々な文化芸術活動を教育、経済など他の領域とつなげることや、文化芸術団体や芸術家などの創造活動や自立を支援することなどといった、いわゆる「中間支援機能」や文化芸術施策に関する調査研究機能の充実を図り、推進体制の更なる強化を図るため、アーツカウンシルの導入について検討する。